

仕様書番号	R 8－5 3
作成年月日	令和 8 年 7 月 2 1 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

非常用自家発電設備保守点検

共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。
なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は、危険の防止のため行う消耗部品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

3 受注者の負担の範囲

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者側の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係わる電気、水道等は、その限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている機材を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。

なお、軽微な変更については、請負金額の増額又は工期の延長はしないものとする。

5 報告書の書式等

報告書の書式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承諾を受けること。

6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。

なお、業務日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承諾を受けること。

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業員等の出入りの管理、風紀衛生の取締り及び火災、盗難、その他の事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないように十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ官側の承諾を受けるものとし、その取扱に際しては、十分注意すること。
- (5) 作業に関係ない場所及び室への出入りは、禁止する。

9 発生材の処理等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成し、駐屯地構内の官側が示す場所に集積する。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき以下の書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他官側が指示したもの

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳（A4版）に整理し、官側に1部提出すること。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係わる全数量及び規格が分かるように撮影すること。

特記仕様書

1 役務件名
非常用自家発電設備保守点検

2 役務場所
神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地

3 役務概要

(1) 非常用自家発電機30KVA×1基の保守点検（C点検） 一式

仮設電源は不要である。

非常用自家発電機の詳細については、以下のとおりである。

ア 非常用自家発電機（汚水ポンプ用） 30KVA

保守点検機器	台数	規格等		設置場所
交流同期発電機	1台	製造者名	株式会社 東京電機	機械室
		装置型式	YAB-35G	
		型 式	HS-ZK	
		定格出力	30KVA	
		周 波 数	50Hz	
		相 数	3相	
		極 数	2極	
		定格電圧	200V	
		定格電流	86.6A	
		励磁方式	静止励磁方式	
ディーゼルエンジン	1台	製造者名	ヤンマーディーゼル 株式会社	
		型 式	3TNE84T-GH	
			立形水冷4サイクル ディーゼル機関直接噴射式	
		機関番号	58943	
		気 筒 数	3気筒	
		総排気量	1.496L	
		定格出力	29.1KW	
		回転速度	3000min-1	
		始動電動機	DC12V	
		使用燃料	軽油（燃料タンク別置形）	

イ 機器類 30KVA用

保守点検機器	台数	規格等		設置場所
送風機	1台	製造者名	三菱電機 連動発停	機械室
		型 式	EF40DTB (FS-1)	
排風機	1台		3φ200V0.135KW	
		製造者名	三菱電機 サーモ発停	
		型 式	EF25ASB (EF-1)	
			1φ100V0.05KW	

ウ 始動直流電源装置

30KVA始動用直流電源装置				機械室
型式（充電器）	CH-16	型式（蓄電池）	HSE-100-6	
定格入力電圧	200V	種類	制御弁式据置鉛蓄電池	
製造番号	N1510D-1	総電圧	12V	
製造年	2000年11月製	容量/数量	100Ah/6セル	
製造者	株式会社東京電機	製造番号	TDIDJU	
		製造年	2022年2月製	
		製造者	株式会社GSユアサ	
		更新年月	2027年 5月	

(2) 点検内容

本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」及び、「非常用自家発電設備保全マニュアル（社団法人日本内燃力発電設備協会）」及び消防法に基づき実施するものとし、表1に示す点検については、製造会社又は同等の技能を有する者が点検を行うものとする。

本仕様書に示す事項で、本役務の内容に該当無き事項については、適用除外するものとする。

ア 保護装置動作試験

表1のとおりに保護装置の内容が正常に作動することを点検する。

30KVA

表1

区分	保護装置種類		機関停止	遮断器動作	表示	警報		設定値	動作条件
						ベル	ブザー		
重故障	過電流	51G	—	○	○	○	—	130%	試験ボタン
	過速度	12	○	—	○	○	—	108~110% 3.400min ⁻¹	模擬110%
	潤滑油油圧低下	63Q	○	—	○	○	—	0.17±0.03MPa	接点短絡
	冷却水温度上昇	26W	○	—	○	○	—	110℃	接点短絡
	起動渋滞	48	○	—	○	○	—	25.0 sec	BATT スイッチ OFF
	非常停止	5E	○	—	○	○	—	即	押ボタン操作
軽故障	燃料油面低下	33QL	—	—	○	○	—	—	接点短絡
	充電器故障	CHF	—	—	○	○	—	ヒューズ断 5A	接点短絡

(3) 交換部品等

ア 交換部品は製造会社指定品及び同等品を使用すること

(4) 点検作業

電気設備の点検及び保守は、原則として停電させて安全な状態で作業を行うものとし、やむをえず活線状態で行う場合は、絶縁防具、保護具等を用いて行うものとする。

保護継電器・原動機については、製造会社又は同等の技術を有する技術者による試験・調査を実施すること。

(5) 試運転調整試験実施

試運転調整試験は官側が指定する日時とし、官側立会のもと実施すること。

(6) 測定を行う作業

定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。

また各機器類、始動直流電源装置の点検及び機器測定、保安装置動作試験を実施し試験結果報告書を官側に提出すること。

なお、使用する機器類は、請負者の負担で用意する。

(7) 点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 消耗品部品（潤滑油、グリス、充填油等、パッキン、ガスケット、Oリング類、精製水、官給品支給によるランプ類・ヒューズ類、）の交換又は補充

オ この他これらに類する軽微な作業

カ 鉄屑類以外の発生材にあつては、産業廃棄物として処分する。

産業廃棄物処分は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条1項の規定による許可を受けた業者が同法に基づき適切に搬出・処分を行うものとし、許可を受けた証明書及び搬出・処分完了の証明書（マニフェストA票からE票）の写しを履行期日内に官側に提出する。

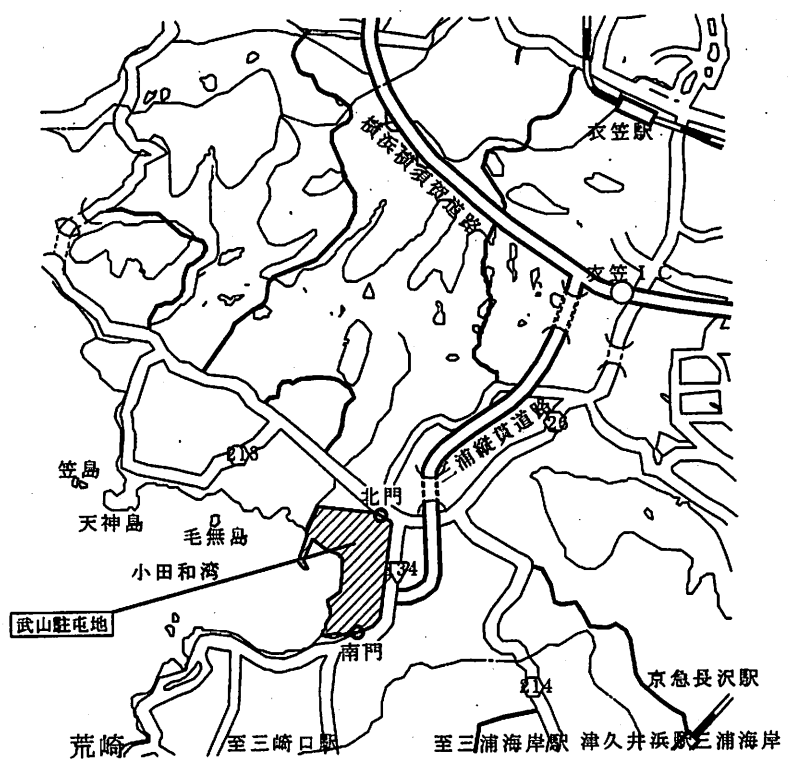
(8) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しく損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに官側に報告する。

(9) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行い、点検対象部分以外であつても、異常を発見した場合には、官側に報告する。

(10) 補修工事が必要な異常を発見した場合は、報告書に補修見積もりを添付すること。

(11) 点検、作業実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(12) 本役務に関する点検整備報告書を官側に提出すること。



案内図 S=1:N

